

リスク管理規程

第1条（目的）

本規程は、合同会社とびしま（以下「当法人」という。）におけるリスク管理に関する基本的事項を定め、リスクの未然防止及び発生時の適切な対応を図ることにより、当法人の損失の最小化及び事業の継続を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当法人のすべての役職員に適用する。

第3条（定義）

本規程において「リスク」とは、当法人の事業活動において、物理的、経済的又は信用上の損失若しくは不利益を生じさせる可能性のあるすべての事象をいう。

第4条（基本方針）

当法人は、次の基本方針に基づきリスク管理を行う。

- 1 リスクの未然防止を重視する
- 2 リスク発生時には迅速かつ適切に対応する
- 3 被害の拡大防止及び再発防止を図る
- 4 情報の共有及び報告を徹底する

第5条（役職員の責務）

役職員は、業務の遂行に当たり、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、リスクの発生を未然に防止するよう努めなければならない。

第6条（リスクの予見及び防止）

役職員は、その職務の遂行に当たり、リスクの発生を予見し、その内容及び影響を評価したうえで、必要な予防措置を講じなければならない。

第7条（リスク発生時の対応）

役職員は、リスクの発生又はそのおそれを認知した場合には、被害の拡大を防止するため、速やかに必要な初期対応を行うとともに、直ちに代表社員に報告しなければならない。

第8条（クレーム等への対応）

役職員は、顧客、取引先その他の利害関係者からクレーム又は異議等を受けた場合には、当法人に重大なリスクを生じさせる可能性があることを認識し、速やかに代表社員に報告し、適切に対応しなければならない。

第9条（情報管理）

役職員は、リスク管理に関して知り得た当法人及び関係者の情報について、正当な理由なく外部に開示又は漏えいしてはならない。

第10条（緊急事態への対応）

当法人は、重大な事故、自然災害、犯罪、不祥事、情報漏えいその他当法人の事業に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、代表社員を責任者として必要な対応体制を構築する。

第11条（緊急事態の通報）

緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに代表社員に通報しなければならない。

第12条（対策体制）

代表社員は、緊急事態の発生時に必要と認める場合には、関係者による対策体制を設置し、対応方針の決定及び対策の実施を行う。

第13条（再発防止）

リスク発生後は、その原因を分析し、再発防止策を検討し、必要な改善措置を講じるものとする。

第14条（教育及び周知）

当法人は、役職員に対しリスク管理に関する教育及び周知を行い、リスク管理意識の向上を図るものとする。

第15条（改廃）

本規程の改廃は、業務執行社員の決定により行う。

附則

本規程は、2026年4月1日から施行する。

以上